

【1987年】

第109回国会 衆議院 法務委員会 第7号 昭和62年8月26日

○稲葉誠一(社会/栃木)委員 私はもう一つ疑問に思いますのは、このごろよく、例えば**尊厳死**だとかあるいは**安楽死**とか、こう言われますね。そうすると、尊厳死という考え方と安楽死という考え方は一体どういう考え方なのか、**両者は一体どういう関係にあるのか**、**安楽死**の中の一つの形として**尊厳死**というものが考えられるのか、あるいは全然関係がない、**別個の観点からのものなのか**とか、いろいろな見方がありますよね。そこら辺はどういうふうに理解をしたらいいのでしょうかね。

○岡村泰孝(法務省刑事局長)政府委員 **安楽死とは、死に直面いたしまして耐えがたい苦痛にあえいでいる人に、その嘱託あるいは承諾のもとに医学的処置などを施して楽に死亡させる**ということであるというふうに言われておるところであります。

ところで、**尊厳死**といいますのは、**本人の生前の意思などに基づきまして、死亡への末期症状に至ったような状態あるいは植物人間となりまして生命維持装置などによらなければ命を延ばしていく道がないような場合に、そのような処置を施さないか、あるいはこれを取りやめて自然な死につかせる**ということが**尊厳死**であるというふうに言われているわけです。したがって、両者はやはり違った考え方であろうというふうに思われます。○稲葉(誠)委員 **安楽死**というのは日本じゃ、あれでしょう、森鷗外先生が初めてやったわけでもないでしょうけれども、「高瀬舟」の中に出てくるわけですね。**尊厳死**というのはアメリカの中で近ごろ出てきた考え方ですわね。日本の場合に**尊厳死**というものを仮に認めたという場合、いろいろな状況があると思うのですけれども、そうなってくると、それはどういうふうになるのですかね。違法性が阻却されるというのか責任性が阻却されるというのか、どういふふうになるのですかね。ちょっと私わからないものですから、どういふふうに理解したらいいのでしょうか。

○岡村政府委員 この問題につきましては、医療行為のあり方といたしまして、社会通念上許される限界というものとも関連してくる問題であろうかと思うわけでございます。したがって、個別の案件に応じまして判断されるべき事柄であろうかと思うのであります。

○稲葉(誠)委員 それは個別の案件において判断されるのですが、その場合は、僕もよくわからないのですけれども、違法性の阻却ということになるのですか。あるいは責任性の阻却ということになるのですか。これはどういふふうになるのですか、ちょっと僕もそこら辺のところはよくわからないのですけれども。

○岡村政府委員 やはりこれは個別の案件に応じて慎重に判断されなければいけない事柄でございまして、一般的にはちょっと申し上げがたいところであります。

○稲葉(誠)委員 ゼミナールならばここで、**尊厳死**の場合に、じゃ**違法性阻却**の場合はどういふ場合だとか**責任性阻却**の場合はどういふ場合だとかということを普通聞くのですけれども、それはあれしますが……。

そこで、今の問題の中で次から次へと、殊にアメリカなどを中心としているいろいろな新しい考え方が出てくるわけですね。だから、法務省だけではないのですけれども、やはり絶えずよく勉強していろいろな対処していただきたい、こういうように思います。

国会の中でもそういう議員連盟をつくりましていろいろ勉強会はやってはいるのですが、いろいろ問題があると思うのですが、今の筑波大学関係の被告発事件ですね、どうもよくわからない。というのは、どうしてそんなに長くかかるのかわからないのですがね。大体のめどはわかりませんか、いつごろになるだろうかということは。

○岡村政府委員 先ほど来から申し上げておりますように、死の時期をいつと認定するかといいますことは非常に難しい問題であるわけでございます。そういったものをいろいろ検討しなければならないわけでございまして、そういう意味において、すぐに処分という見通しは恐らくないのではなかろうかというふうに思っております。